

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により 野焼きは禁止されています

農業関係の廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

1 農業関係の廃棄物は適正に処理する必要があります。

【適正な処理の例】

剪定枝・枝豆の残渣などの一般廃棄物の処分は、次のいずれかの方法で処理

・ごみ焼却施設に持ち込む(10kg当り120円)

(条件) 長さ60㎝以内かつ1本の直径10㎝以内、束にした場合の直径30㎝以内

・一般廃棄物処分業許可業者(二次元コード参照)に持ち込む

・ごみ収集カレンダーに記載の一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を依頼

※ 農業用ビニールなどの産業廃棄物は産業廃棄物処理業許可業者に依頼



2 廃棄物の焼却は、法令でやむを得ないとされる場合を除き、禁止されています。

【やむを得ない場合の例】

・病虫害防除のための焼却

・土壌改良のためのくん炭づくり、草木灰づくり

・焼き畑農業

※ 循環型資源として利用が可能なものは適正に利用すること

◆やむを得ない焼却であっても、必ず環境政策課に相談してください。

◆やむを得ない焼却であっても、火災とまぎらわしい煙等を発生させる行為を実施する場合は、消防署へ届出し、火災防止について説明を受けてください。

◆以上の条件を満たす場合でも、周辺住民から煙などによる生活環境被害の苦情が寄せられた場合は中止してもらうことがあります。近所の理解を得たうえで、迷惑にならないよう行う必要があります。

◆生活系一般廃棄物(家庭ごみ)、農業用ビニールなどの産業廃棄物を焼却することは絶対に認められません。

3 懲役または罰金が科されることがあります。

◆個人の場合→5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金

◆法人の場合→3億円以下の罰金

問合せ

野焼きについて

鶴岡市環境政策課 Tel.0235-26-0139

農業関係の廃棄物について

鶴岡市農政課 Tel.0235-25-2111(代)

消防への届出について

鶴岡市消防署 Tel.0235-22-8331

生活系ごみについて

鶴岡市環境政策課 Tel.0235-22-2848